

Q

家族も同じ月に病院を受診しました。

すべて合算した金額で高額療養費は申請できますか?

A

同一世帯で**70歳未満**の方は**21,000円以上**、

70~74歳の方は**すべての医療費**を合算できます。

✓ **70歳未満の方の合算対象のポイント!**

受診者別に下記の基準があり、算出された自己負担額が**21,000円以上**の時、高額療養費として合算できます。

3つの基準

- ① **1か月**単位(1日~末日)で計算
- ② **受診者**ごとに計算
→被保険者、被扶養者(被保険者と同じ健康保険証の記号番号を使用)ごと
- ③ **医療機関**ごとに以下の方法で計算
 - ・まず、同じ医療機関内で**医科**と**歯科**に分ける
 - ・さらに、**入院**と**外来**に分けて計算
 - ・外来と「その外来に対する薬局(調剤)」は**合算して計算** ※院外処方のみ

例1 ※**所得区分ウ**(標準報酬月額28~50万円の方)の場合

被保険者...38歳
A病院(医科・入院)
自己負担(3割) **60,000円**
(総医療費 **200,000円**)



自己負担額21,000円以上

被扶養者...35歳
B病院(医科・外来)
自己負担(3割) **36,000円**
(総医療費 **120,000円**)



自己負担額21,000円以上

総医療費
(自己負担額)
$$= \frac{36,000}{3} \times 10$$

(自己負担割合)
3

① **自己負担額**の総額を計算(21,000円以上の自己負担額を合算)
60,000円 + 36,000円 = 96,000円

② **自己負担限度額**を計算
(21,000円以上の自己負担額に関する総医療費を合算して計算)
 $80,100円 + (200,000円 + 120,000円 - 267,000円) \times 1\%$
= 80,630円

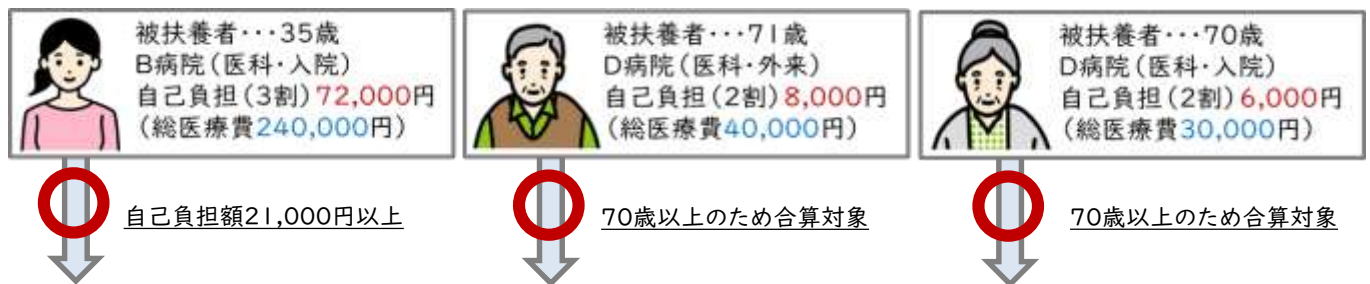
払い戻し金額 ①96,000円 - ②80,630円 = **15,370円**

所得区分ごとの
計算式はこちらを
チェック!!



山梨支部によくお電話いただく内容を解決!

例2 ※所得区分ウ(標準報酬月額28~50万円の方)の場合



- ① 自己負担額の総額を計算(21,000円以上の自己負担額を合算)
 $72,000円 + 8,000円 + 6,000円 = 86,000円$
 - ② 自己負担限度額を計算
(21,000円以上の自己負担額に関する総医療費を合算して計算)
 $80,100円 + (240,000円 + 40,000円 + 30,000円 - 267,000円) \times 1\% = 80,530円$
- 払い戻し金額 ①86,000円 - ②80,530円 = **5,470円**

70~74歳の方だから、21,000円未満でも合算できるんだね。



例3 ※所得区分ウ(標準報酬月額28~50万円の方)の場合



- ① 自己負担額の総額を計算(21,000円以上の自己負担額を合算)
 $72,000円 + 39,000円 = 111,000円$
 - ② 自己負担限度額を計算
(21,000円以上の自己負担額に関する総医療費を合算して計算)
 $80,100円 + (240,000円 + 130,000円 - 267,000円) \times 1\% = 81,130円$
- 払い戻し金額 ①111,000円 - ②81,130円 = **29,870円**

70歳未満だと、外来と薬局の金額の合計が21,000円未満だから合算できないんだ...

